

(公 印 省 略)

分 医 発 第 3 3 5 9 号
令 和 7 年 1 2 月 2 5 日

各 郡 市 等 医 師 会 担 当 理 事 殿

大 分 県 医 師 会
常 任 理 事 吉 賀 攝

医 療 費 助 成 の 受 給 者 証 及 び 診 察 券 の マ イ ナ ン バ ー カ ー ド へ の 一 体 化 に 関 す る
補 助 金 の 令 和 7 年 度 の 申 請 受 付 に つ い て

標記につきまして、令和7年5月29日付分医発第862号「医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する補助金の令和7年度の申請受付の開始について」にてお知らせしておりますが、今般、申請期限が変更された旨、日医担当理事から別紙のとおり連絡が参りましたので、貴会会員への周知方よろしくお願ひ申し上げます。

日医発第 1563 号(情シ)(保険)
令和 7 年 12 月 24 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

**医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する
補助金の令和 7 年度の申請受付について (周知依頼)**

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

日医発第 335 号(情シ)(保険) 令和 7 年 5 月 23 日「医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する補助金の令和 7 年度の申請受付の開始について」にて、令和 7 年度の医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する補助金についてお知らせしましたが、今般その申請期限について変更されることが決定され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

なお、本案内については、令和 7 年 12 月 22 日に医療機関等ポータルサイトより各医療機関にメールにて案内されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【本補助金の対象となる事業について】

- ①医療費助成のオンライン資格確認に係る改修及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に係る改修の両方を実施（以下、「①医療費助成及びマイナ診察券改修」という。）
- ②医療費助成のオンライン資格確認に係る改修を実施（以下、「②医療費助成改修」という。）
- ③診察券のマイナンバーカードへの一体化に係る改修を実施（以下、「③マイナ診察券改修」という。）

【申請期限の変更】

- ・「②医療費助成改修」については、申請金額の合計の予算上限への到達が見込まれるため、12月24日(水)(午前中を目途)に申請受付を終了いたします。
- ・「①医療費助成及びマイナ診察券改修」及び「③マイナ診察券改修」については、申請期限を1月15日(木)から1月31日(土)に延長いたします。なお、こちらの事業も②医療費助成改修と同様に、予算上限に到達した場合は申請期限より前に助成金の申請受付を終了する可能性がありますので、申請の準備が整いましたら、医療機関等向け総合ポータルサイトより、お早めの助成金申請をお願いいたします。

※本事業については、終了後も改めて同様の補助事業が実施されるよう（実施される場合には、今回の申請期限に間に合わなかった医療機関も対象となるよう）、厚生労働省に強く申し入れております。

【医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化について】

下記のサイトをご参照ください。

https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011504

【本件の問い合わせ先】

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00

土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

【別添資料】

- ・【事務連絡】医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する補助金の令和7年度の申請受付について（周知依頼）

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 日本精神科病院協会

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する補助金の
令和7年度の申請受付について（周知依頼）

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

自治体等で発行する医療費助成（公費負担医療又は地方単独医療費助成をいう。）の受給者証や医療機関等で発行する診察券のマイナンバーカードへの一体化について、メリットを全国規模で広げていくための財政支援について、令和7年5月22日付け事務連絡（厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室・厚生労働省保険局医療介護連携政策課）にて、令和7年度の申請受付の開始のご案内をしていたところです。

今般、本補助金の申請期限について、下記のとおり対応することといたしましたのでお知らせいたします。

貴会におかれましては、これらの内容についてご了解いただくとともに、貴会員に対し周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 本補助金の対象となる事業について

①医療費助成のオンライン資格確認に係る改修及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に係る改修の両方を実施（以下、「①医療費助成及びマイナ診察券改修」という。）

②医療費助成のオンライン資格確認に係る改修を実施（以下、「②医療費助成改修」という。）

③診察券のマイナンバーカードへの一体化に係る改修を実施（以下、「③マイナ診察券改修」という。）

2. ②医療費助成改修の予算上限到達に伴う申請受付の終了

本補助金の対象となる事業のうち、②医療費助成改修については、申請金額の合計の予算上限への到達が見込まれるため、12月24日（水）（午前中を目途）に申請受付を終了いたします。

3. ①医療費助成及びマイナ診察券改修、③マイナ診察券改修の申請期限の延長

本補助金の対象となる事業のうち、①医療費助成及びマイナ診察券改修及び③マイナ診察券改修については、申請期限を1月15日（木）から1月31日（土）に延長いたします。

なお、こちらの事業も②医療費助成改修と同様に、予算上限に到達した場合は申請期限より前に助成金の申請受付を終了する可能性がありますので、申請の準備が整いましたら、医療機関等向け総合ポータルサイトより、お早めの助成金申請をお願いいたします。

以上